



京都大学
KYOTO UNIVERSITY

再エネで地域とキャリアをデザインしよう！ in 京大

地域再生可能エネルギー 事業の意義と研究者の役割

2014年9月27日(土)

京都大学吉田キャンパス法経東館

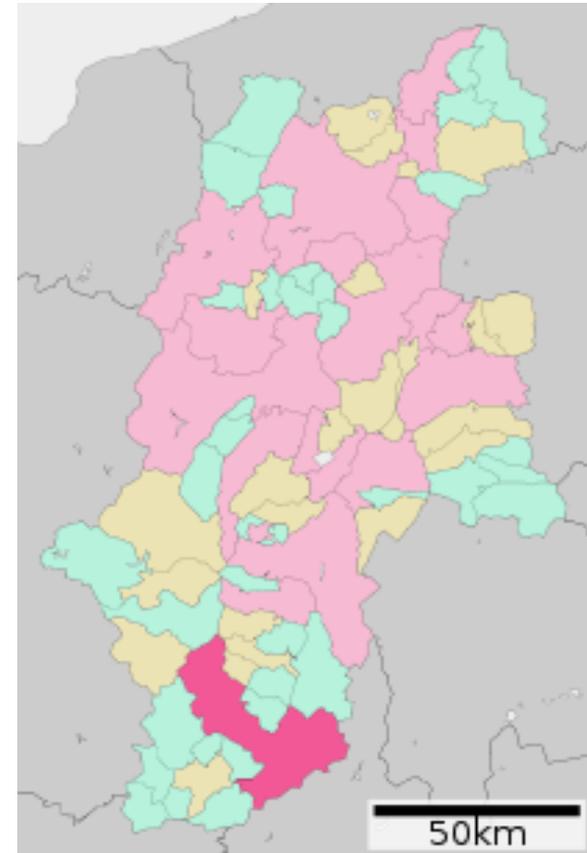
B1 みずほホール

諸富 徹(京都大学大学院経済学研究科)

飯田市におけるボトムアップ型の 分散型電源形成の試み

飯田市の概要

- 総人口 104,575人(2012年2月1日)
- 中央アルプス・南アルプスに挟まれた天竜川沿いの街
- 信州最南端に位置し、南信地方では最大人口を擁する
- 人口は、県内では長野市、松本市、上田市に次ぐ4位
- 江戸時代には飯田藩の城下町として栄えた
- 製造業も強く、りんご並木・人形劇の街としても有名
- 近年は、「環境文化都市」として太陽光発電など力を入れている



問題設定

- 分散型電源による発電事業をどのようにして地域発展につなげるのか
- FIT導入は、この問題を考える際の前提条件
- ただ、それだけでは大規模事業者が発電事業を席卷し、地域は発電事業に資源を提供するだけに終わる恐れ
- 地域住民が中心になって発電事業を立ち上げ、生み出された**売電収入をその地域に再投資**することで、地域が持続可能な発展を可能にすることが重要

飯田市「地域環境権条例」制定の 意義と課題

「地域環境権」の内容

「飯田市再生可能エネルギーの導入による持続可能な地域づくりに関する条例」の公布(2013年3月25日)

【第一条】

この条例は・・・飯田市民が主体となって飯田市の区域に存する自然資源を環境共生的な方法により再生可能エネルギーとして利用し、持続可能な地域づくりを進めることを飯田市民の権利とすること及びこの権利を保障するために必要となる市の政策を定めることにより・・・持続可能な地域づくりに資することを目的とする

【第二条第四項】

再生可能エネルギー資源 再生可能エネルギーを得るために用いる自然資源であって、飯田市の区域に存するものをいう
(**地域環境権**)

企業の自由なビジネス展開を妨げるもの ではない

- 「地域環境権」の考え方に基づいて、自ら売電事業に乗り出す住民組織や、彼らとの合意と協力に基づいて再エネビジネスに乗り出す民間企業を積極的に支援する意図を、市の姿勢として、条例制定を通じて明らかにした
- 合意形成や利害調整も含め、住民が再エネビジネスに向かって主体的に動くことを期待し、促す条例だといえる

市による支援内容

【1. 再エネ導入支援審査会】

- 2013年5月に発足した審査会による指導・助言
- 飯田市では様々な再エネビジネスの提案が持ち込まれており、条例の精神にしたがってどの案件を支援対象とすべきかを決定する

【2. 基金からの融資】

- 市は新たに基金を創設、それを原資に支援対象となる事業体に融資を行う
- 再エネビジネスは、事業開始までに風況調査、水量調査、環境アセスメント、発電・送電設備の建設など、時間と費用がかかる
- このため、体力のない中小企業や住民組織は売電収入が入るまで資金調達に窮するが、これを解決するのが、基金からの融資

飯田市再生可能エネルギー導入支援審査会委員

- 1 諸富 徹（京都大学大学院経済学研究科）【審査会長】
- 2 竹ヶ原 啓介（日本政策投資銀行 環境・CSR部長）
- 3 中島 大（日本再生可能エネルギー協会理事）
- 4 水上 貴央（NPO法人再エネ事業を支援する法律実務の会 代表理事弁護士）
- 5 長谷川 隆三（エックス都市研究所サステイナブルデザイングループ）
- 6 上沼 俊彦（飯田信用金庫常勤理事・融資部長）
- 7 佐藤 裕一（八十二銀行飯田支店 執行役員支店長）
- 8 原 亮弘（おひさま進歩エネルギー株式会社）
- 9 大嶋 学（中部電力株式会社 飯田営業所 配電建設課長）
- 10 橋本 力（飯田市金融政策室室長補佐）

地域環境権条例の理論と実際

- 飯田市で審査済み & 審査中の案件
- 上村における小水力発電事業
- 研究者の役割